

変 更 公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣
(公 印 省 略)

中会公告第i401号(令和6年12月6日)「輸送艦の維持整備業務」について、下記のとおり変更する。

記

1. 変更事項

(1) 仕様書を別添のとおり変更する。

(2) 説明会日時場所を下記のとおり変更する。

なお、12月16日に実施した説明会に参加した業者は参加の必要はない。

変更前：令和6年12月16日(月) 中央会計隊入札室(E-1棟 6F)

変更後：入札説明会の日時場所は別途調整する。

(3) 公告の7注意事項(2)入札に関する条件を下記のとおり変更する。

なお、既に承認を受けている業者は入札に関する条件を満たしているとして対応の必要はない。

ア 仕様書第5項 受託者の条件等については令和7年2月17日17時00分までに下記の承認先、
陸上幕僚監部装備計画部装備計画課輸送室の承認を得るものとする。

その後、承認を得た業者のみに対し

「調達要領指定書 別冊」を承認先と調整した後、交付する。

なお、別冊については入札時に回収するものとする。

承認先：陸上幕僚監部装備計画部装備計画課輸送室 瀬古口 (TEL:03-3268-3111 内線40785)

2. 連絡先

中央会計隊契約科第3契約班 當銘(とうめ)
TEL:03-3268-3111 内線47555
FAX:03-5269-5135

調達要求番号：4L7V4AS0005

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
輸送艦の維持整備業務		GLT-C-F-000009	
	防衛大臣承認	令和 年 月 日	
	作 成	令和 6年11月15日	
	変 更	令和 7年 2月 7日	
	作成部隊等名	陸上幕僚監部装備計画部装備計画課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊海上輸送群（仮称）が保有する輸送艦の維持整備業務に適用する。

1.2 用語の定義

この仕様書で用いる主な用語及び略語の定義は、次による。

1.2.1

PBL (Performance Based Logistics)

装備品等の維持・整備に係る業務について、部品等の売買契約若しくは製造請負契約又は修理等の役務請負契約の都度、必要な部品の個数や役務の工数に応じた契約を結ぶのではなく、役務の提供等により得られる成果（可動率の維持・向上、修理時間の短縮、安定在庫の確保等のパフォーマンスの達成）に主眼を置き、官民の長期的なパートナーシップの下で包括的な業務範囲について契約を結ぶものをいう。

1.2.2

KPI (Key Performance Indicator)

官民の合意により設定した、役務の提供等により得られる効果について評価するための業務評価指標のことをいう。

1.2.3

官給・寄託

官側が保有する物品を契約の相手方に引き渡し、使用用途などに応じ官給又は寄託に区分することをいう。

1.2.4

官給・寄託品

官側から官給・寄託され、契約の相手方が保管、在庫管理などを行う物品をいう。

1.2.5

部隊

輸送艦を運航、整備する、自衛隊海上輸送群（仮称）をいう。

1.2.6

自衛隊海上輸送群（仮称）

令和6年度末に新編し、輸送艦が配備される共同の部隊をいう。

1.2.7

輸送艦

令和6年度末に新編される自衛隊海上輸送群（仮称）に配備されるLSV（建造番号4151）及びL

CU（建造番号4171）をいう。

1.2.8

整備計画の策定

輸送艦の安全性及びその目的に対する適合性を確保するために必要な保守整備業務の計画のことをいう。

1.2.9

保守整備業務

輸送艦の安全性及びその使用目的に対する適合性を確保するため、必要な点検、整備、修理、塗装、物品供給等を行うことをいう。造船所に再委託する場合は、造船所との契約行為及び造船所が実施する保守整備業務の履行管理を実施すること。

1.2.10

物品供給

輸送艦の乗員整備に必要な物品の供給、修理、需給予測、保管及び在庫管理などの業務の総称を指す。また、必要となった物品は、遅滞なく供給すること。

1.2.11

定例ミーティング

四半期ごとに陸上自衛隊陸上幕僚監部が開催する、業務実施状況など（保証基準の達成状況を含む。）の確認、保守整備業務の実施項目、今後のスケジュール、仕様書及び実施要領書の解釈及び変更などに係る細部調整、情報共有のための会議のことをいう。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。また、関連文章中の海上自衛隊が制定する規則類は、陸上自衛隊が新規に規則を制定したのち、陸上自衛隊の規則類に置き換えるものとする。

なお、関連文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

1) 仕様書

GLT-C-F-000001 輸送艦（4151）

GLT-C-F-000002 輸送艦（4171）

2) 法令等

会計法（昭和22年法律第35号）

物品管理法（昭和31年法律第113号）

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）

防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛省訓令第115号）

調達品等にかかわる監督及び検査に関する訓令（昭和44年防衛庁訓令第27号）

装備品及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁(事)第137号。令和4年3月31日）

陸上自衛隊会計事務規則〔陸上自衛隊達第16-4号（52.2.24）〕

艦船等事故調査及び報告等に関する訓令（昭和47年防衛庁訓令第3号）

3) 規格等

ISO 9001 品質マネジメントシステム—要求事項

b) 関連文書

1) 法令等

防衛省PBLガイドライン（平成30年6月防衛装備庁）
 艦船造修整備規則（平成14年海上自衛隊達第54号）
 艦船造修整備規則（平成14年海上自衛隊達第54号）別冊 艦船造修整備基準
 艦船造修整備実施要領（補本装艦第1204号（30.6.1））
 陸上自衛隊整備規則（陸上自衛隊達第71-4号（52.12.24））
 陸上自衛隊補給管理規則（陸上自衛隊達第71-5号（19.1.9））
 船舶の造修等に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第43号）
 自衛隊の使用する船舶に備える書類に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第14号）
 自衛隊海上輸送群艦船事故調査及び報告等に関する達（平成26年海上自衛隊達第16号）
 防衛省所管国有財産（船舶等）の取扱いに関する訓令（令和2年防衛省訓令第67号）
 老齢船舶の調査に関する達（昭和33年海上自衛隊達61号）
 自衛隊の電波の監理に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第34号）
 装備品等の部隊使用に関する訓令（平成19年防衛省訓令第74号）

2 維持整備業務に関する要求

2.1 前提事項

前提事項は、次による。

- a) 本業務は、業務委託対象輸送艦（以下、対象船舶という。）の維持整備業務について、包括的に委託することで、2.6に示す保証基準であるKPIの達成を求める契約である。対象船舶、役務期間は調達要領指定書に示す。
- b) 官側が貸付可能な貸付品は、調達要領指定書による。
- c) 業務実施に必要な情報は、自衛隊の運用上制限があるものを除き、契約の相手方と官側で共有するものとする。細部については、調達要領指定書による。

2.2 役務の内容

- a) 整備計画の策定
- b) 点検、整備、修理
- c) 物品供給
- d) 竣工後の官用通信機器の搭載工事

実施の細部は調達要領指定書によるものとし、細部の変更が生じる場合には、事前に官側と協議するものとする。

2.3 役務の実施場所

契約の相手方の事業所、自らが準備する保管施設（以下、自社倉庫という。）及び呉基地、阪神基地における官側の指定する場所とする。

2.4 役務の実施態勢

契約の相手方は、官側から要求された以下の役務の実施態勢を構築する。

- a) 情報セキュリティ体制／態勢の構築
- b) 保証基準と品質を満たす造修整備基盤の確保
- c) 自衛隊海上輸送群（仮称）との情報共有態勢の構築

2.5 役務の種類

契約の相手方は、官側から要求された役務実施態勢を構築し、委託された保守整備業務を実施するもの

とする。

2.6 保証基準

契約の相手方は、次を基準として対象船舶の保守整備業務を実施するものとする。

2.7 保守整備業務

契約の相手方は、表1に記載の保証所要隻を満たすよう、対象船舶の保守整備業務を行う。また、表1に記載のステータスの意味は表2に船種ごとのステータスの評価要領については調達要領指定書に示す。

表1－保証基準表（保守整備業務）

部隊	船種 (基準排水量/速力)	保証所要隻 a), b)	ステータス	下限日数/隻/年 c), d)
自衛隊海上 輸送群（仮称）	LSV (4736t/15kt)	1 隻	AまたはB	290 日/隻/年（定期検査計画 年度） 290 日/隻/年（年次検査計画 年度（入渠を伴う）） 295 日/隻/年（年次検査計画 年度（入渠を伴わない））
	LCU (2677t/ 15kt)	1 隻	AまたはB	290 日/隻/年（定期検査計画 年度） 290 日/隻/年（年次検査計画 年度（入渠を伴う））

注 a) 官側の所要による運航、運用（運航を含む）上の事故の場合は所要隻とみなす。
b) 故障欠損発生後、復旧への猶予期間を設け、猶予期間内にステータスA/Bに復旧した場合、故障欠損発生時にバックデートしてステータスを読み替え、所要隻数としてカウントする。猶予期間は臨時修理等に着手可能となった時点から起算され、母港に帰港する場合は21日、母港以外に帰港する場合は28日とする。
c) 官側の要望に基づいて年次検査及び定期検査以外の整備を実施する場合は、当該期間を可動/非可動の評価対象から除く。
d) LSV、LCUともに納入初年度については納入日以降、可動/非可動の評価を実施するものとし、契約日以降納入日の前日までは準備期間として、KPI保証対象外とする。

表2－ステータス表

ステータス	運航への 支障	意味	
A	なし あり	FMC	全任務対応可能
B		PMC	船種に応じた任務、或いは、運航に影響のない機器が故障
C			船種に応じた任務に対応できるものの、運航に支障のある機器（レーダー等）が故障
D			船種に応じた任務に影響のある機器が故障し、使用制限はあるものの、同任務への対応は可能
E			船種に応じた任務に影響のある機器が故障し、船種に応じた任務への対応

			は不能であるが、それ以外の任務への対応は可能
Z		NMC	非可動（船種に応じた任務及びそれ以外の任務への対応不能、または、定期検査、中間検査に従事）

3 品質管理

入渠を伴う年次検査及び定期検査においては、ISO 9001 認証取得をしている事業所や部門を有する会社で実施すること。また、供給する物品については以下の通りとする。

材料の選定：本船の修繕に必要な各種材料について、船舶構造規則を除き、本船建造契約時における日本産業規格（以下、JIS）又はこれと同等以上のものを使用しなければならない。なお契約相手方は、無規格品が許される場合であっても、要求された条件又は性能を満足し、かつ、良質及び無傷なものを使用しなければならない。

規格品の採用：契約相手方は、日本電気工業会規格（以下、JEM）を除き、本船に使用する装置、機器及び艤装品については、契約時における JIS に規定しているもの、又はこれと同等以上のものを使用しなければならない。

装置の選定：契約相手方は、本船に使用する装置、機器及び艤装品については、その性能及び信頼性並びに容量、重量を考慮の上、本船の任務に適合したものを使用しなければならない。装置等の選定については可能な限り機器等のメンテナンスフリー化を考慮するものとする。

4 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領によって実施する。保証基準の達成に関しては、定例ミーティングで確認を行う。定例ミーティングの細部内容については官民の調整による。

5 受託者の条件等

- a) 受託者は、自衛艦及び内航（又は外航）船舶に対し、船舶管理に係る業務の知識及び技術があることを証明できるものとする。
- b) 受託者は、陸上自衛隊が実施した船舶の維持整備（PBL）に係るRFI（情報提供依頼）への情報提供実績又は、令和4年9月から令和6年7月までの間の船舶の維持整備（PBL）のBCA（実現可能性の分析）への協力実績を有するものとする。

6 その他の指示

6.1 情報の保全

情報の保全は、次による。

- a) 契約の相手方及び業務従事者は、監督官の許可なく資料（電子データを含む。）を複写、増刷等記録に残るような行為を行ってはならない。
- b) 契約の相手方及び業務従事者は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報について他に漏らし又は利用してはならない。履行後においても同様とする。
- c) 契約の相手方は、この契約の履行に際し知りえた保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下、“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防衛庁（事）第137号。令和4年3月31日）における添付資料“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準”に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。

る。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

- 1) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として扱われることを保障する履行体制
- 2) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- 3) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント、その他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の方に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

6.2 実施体制

契約の相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議する。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下“業務従事者”という。）を確保すること。
- b) 艦船造修整備規則に基づく年次検査及び定期検査を実施し得る能力を有し、入渠を伴う年次検査及び定期検査を実施できる体制を構築していること。

6.3 官給・寄託品

官給・寄託品は、必要の都度、官側において、相手方に官給・寄託するものとする。

なお、官給・寄託可能な部品の品目及び数量は、調達要領指定書による。

6.4 下請負

契約の相手方は、必要に応じて点検、整備、修理、物品供給等の役務を対象船舶の製造・修理事業などに委託することができる。この場合、下請負承認申請書を作成し、監督官の確認を得た後、契約担当官等に提出し、承認を得るものとする。

6.5 その他必要な事項

6.5.1 官側による支援

契約の相手方は、この役務の履行のために必要な次の事項について、官側と事前に調整し、官側の規則などを遵守した上で、支援を受けることができる。

なお、官側施設における業務に必要な電気及び水道などは無償とする。

- a) 官側との調整に関する関連場所及び施設への立ち入り
- b) 海上自衛隊呉基地、阪神基地内の保管施設の使用
- c) 海上自衛隊呉基地、阪神基地内の保管施設における搬入器材の使用
- d) 官側の技術文書等の閲覧又は受領
- e) その他、官側が必要と認めた事項

6.5.2 技術資料などの貸与

この仕様書に定める作業の実施に際し、必要とする技術資料などは、契約の相手方の申請により貸与する。

7 役務が完了した際の届け出

契約の相手方は、四半期毎の期間が完了した場合は、速やかに完了書を契約担当官宛てに4部作成し、

受領検査官に届け出るものとする。また、受領検査官は、内容を確認し、署名捺印の上2部を契約担当官に提出し、1部は契約の相手方に交付する。

8 疑義事項

この仕様書において疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

調達要領指定書	調達要求番号	4L7V4AS0005																																																																							
	調達要求年月日	令和6年11月26日																																																																							
	作成部課	陸上幕僚監部装備計画部装備計画課																																																																							
	作成年月日	令和6年11月15日																																																																							
品名	輸送艦の維持整備業務																																																																								
仕様書番号	GLT-C-F-000009																																																																								
指定事項：本調達は、次による。 2 維持整備業務に関する要求 2.1 前提事項 a) 対象船舶及び役務期間は、次による。 1) 対象船舶 輸送艦（4151）、輸送艦（4171） 2) 役務期間 2.1) 準備期間 契約日から速やかに行う。輸送艦（4171）は契約日から令和7年3月23日までを、輸送艦（4151）は契約日から令和7年5月30日までを準備期間として、本期間中はKPI保証対象外とする。 2.2) 役務履行期間 契約日から令和10年3月15日までとする。 b) 官側が貸付可能な貸付品 表1のとおりとし、細部については官との協議による。 表1-貸付可能な貸付品 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>対象船舶</th> <th>品目名</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">輸送艦（4151）</td> <td>完成図書</td> </tr> <tr> <td>標準整備カード</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">輸送艦（4171）</td> <td>完成図書</td> </tr> <tr> <td>標準整備カード</td> </tr> </table> c) 業務実施に必要な情報 表3のとおりとし、細部については官との協議による。 表3-運行計画（基準） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="12">X年度</th> <th colspan="2">X+1年度</th> </tr> <tr> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> </tr> <tr> <td>輸送艦 (4151)</td> <td colspan="2">建造</td> <td colspan="12" rowspan="2">部隊による運航 (四半期点検、修理等を含む。)</td> <td>検査 等</td> </tr> <tr> <td>輸送艦 (4171)</td> <td colspan="2"></td> <td>検査 等</td> <td>運航</td> </tr> </table>																対象船舶	品目名	輸送艦（4151）	完成図書	標準整備カード	輸送艦（4171）	完成図書	標準整備カード		X年度												X+1年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	輸送艦 (4151)	建造		部隊による運航 (四半期点検、修理等を含む。)												検査 等	輸送艦 (4171)			検査 等	運航
対象船舶	品目名																																																																								
輸送艦（4151）	完成図書																																																																								
	標準整備カード																																																																								
輸送艦（4171）	完成図書																																																																								
	標準整備カード																																																																								
	X年度												X+1年度																																																												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月																																																											
輸送艦 (4151)	建造		部隊による運航 (四半期点検、修理等を含む。)												検査 等																																																										
輸送艦 (4171)															検査 等	運航																																																									

2.2 役務の内容

a) 整備計画の策定

年間の整備計画について、前年度の9月末までに官側に提出し、同意を得る。ただし、令和7年度の整備計画については、契約後に監督官と提出時期について協議する。記載事項については、民側から提示し、官側との調整を実施する。提出後、これを変更する場合は官民協議を実施する。

b) 点検、整備、修理

民側が実施する点検、整備、修理は以下の通り。

1) 点検：四半期点検の実施を民側で実施する。

2) 整備：年次検査を実施する。

年次検査は、官側の承認を得た整備計画に基づき実施する。年次検査については、第三者検査機関の基準を満たす証明を受けること。

小型級船舶においては、入渠を含む検査を毎年実施すること。

3) 修理：官側の責任範囲となる事故に関する修理を除き、修理を実施する。

別紙第1に記載した物品の供給の範囲に関する点検、整備、修理に加えて、以下の作業を民側で実施する。

4) 入渠を伴う年次検査では、プロペラやシャフトや舵板や舵軸や船殻に対しても第三者検査機関の基準に準じた検査を実施し、証明を受けること。

5) 交換を必要としないプロペラの破損の場合は整備を実施する。

6) 入渠する年次検査では船体の清掃や塗装を実施する。ただし、威容に関する塗装は除く。

7) 年次検査においては作業艇の整備を実施する。

8) 年次検査の期間中、乗員に対し次に示す事項について必要に応じて供与する。

8.1) 調理、洗面、入浴、宿泊、事務室等

8.2) 社内事務連絡用電話及び自転車

8.3) 自活用真水及び電力

8.4) その他、官民の協議の上、必要と認められたもの

c) 物品供給

1) 物品供給の対象品目は別紙第1のとおり。なお、品目・数量は基準であり、決定後に通知するものとする。

2) 別紙第1に記載した物品の供給を実施する。また、対象物品の調達、管理、輸送は民側で実施するものとする。物品供給の詳細を以下に示す。

2.1) 乗員整備に必要な物品やグリス・潤滑油は民側が月1回（基準）の頻度で供給する。必要な物品について、官側から民側に都度の連絡が行われる。官側からの供給依頼を受けた物品を1か月以内（基準）に民側が供給を実施する。官側の依頼無しで民側判断による物品供給を実施することは可能である。供給依頼や供給必要性が無い場合は、民側の物品供給が実施されないことがある。

2.2) 乗員整備に必要な物品やグリス・潤滑油の船内の在庫量について、各船舶から民側に月1回（基準）の連絡を実施する。

2.3) 故障するとステータスBになる品目やステータスに影響を及ぼさない物品については、民側が直ちに供給する必要はないが、年次検査では修理や供給を民側が実施する。ただし、検査の開始予定日の2か月前からの新たな不具合については、民側の供給や修理が間に合わない場合は官民協議のもと猶予期間を設ける。

d) 竣工後の官用通信機器の搭載工事

竣工後の官用通信機器の搭載工事を行う。ただし、必要な通信機器については官給を受けるものとし、搭載工事の時期については監督官との調整による。また、本工事の期間については、K P I 保証対象外とする。この工事における対象機器を別紙第 2 に示す。

e) 事故等における修理対応及び物品供給について

官の責任範囲となる事故に関する修理及び物品供給は本役務の修理対象から除く。官の責任範囲となる事故とは、艦船等事故調査及び報告等に関する訓令に定める事故から、民側による明確な過失が存在する場合と、船体又は機関の要部もしくは重要な設備の損害、重要な属具の毀損の民側の対応範囲、を除いたものである。ただし、船体又は機関の要部もしくは重要な設備の損害、重要な属具の毀損の民側対応範囲とは別紙第 1 に記載した物品であり、この範囲については民側が修理対応及び物品供給を行う。

f) 竣工後の建造所による保証期間

竣工から 1 年間の建造所による保証期間において、保証対象物品の不具合は官側にて対処し、当該物品に不具合はステータスに影響を与えない。ただし、官側は発生した不具合を民側に通知し、民側が不具合状況の把握等の支援を実施する。

2.6 保証基準**a) 保守整備業務**

船種ごとのステータスの評価要領は別紙第 3 と別紙第 4 に示す。

6 その他の指示**6.3 官給・寄託品**

官給・寄託可能な部品の品目及び数量は別紙第 5 のとおり。なお、品目・数量は基準であり、決定後に通知するものとする。

物品供給の対象品目（基準）

対象船舶	区分	項 目	品目名	搭載数	
				数量	単位
輸送艦 (4151)	船体	操舵装置	操舵スタンド（艦橋）	1	式
			舵取機	1	式
			舵	1	式
		揚錨及び係船装置	主 錨	2	個
			主錨鎖	2	条
			えい航索（鋼索）	1	条
			係留索（大）	2	条
			係留索（小）	2	条
			揚錨装置	1	式
			係船機（艦首）	1	基
			係船機（艦尾）	2	基
		揚塔装置	舷側歩板装置	2	基
			デッキクレーン	1	基
		救命設備	救命いかだ	6	個
			救命浮環	4	個
			救命胴衣	119	個
			パラストポンプ	2	基
			消火海水ポンプ	2	基
		複合作業艇	複合作業艇	1	隻
			収納受付台	1	式
			固縛用具	1	式
		甲板ぎ装	コンテナ搭載金物	1	式
			車両係止金物	1	式
			救命浮環掛	4	個
			各種航海灯台	1	式
			甲板用具箱	1	個
			消火器台	1	式
			各種銘板	1	式
			諸覆い（揚錨機、係船機、通風筒等用）	1	式
			防舷物	1	式
			手すり及び手すり柱	1	式
			内張及び甲板敷物（艦橋、居住区画等用）	1	式

物品供給の対象品目（基準）（続き）

対象船舶	区分	項 目	品目名	搭載数	
				数量	単位
輸送艦 (4151)	船体	諸管装置（通風， 冷暖房装置を除く。）	消火管装置	1	式
			バラスト注排水管装置	1	式
			ビルジ管装置	1	式
			真水管装置	1	式
			温水管装置	1	式
			ビルジ管装置	1	式
			汚物管装置等	1	式
			測深管及び空気抜管装置	1	式
		通風及び冷暖房装 置	通風機（機械室）	1	基
			マッシュルーム通風筒（機械室）	2	個
			通風機（防火網付）（ポンプ室）	1	基
			マッシュルーム通風筒（防火網付）（ポ ンプ室）	2	個
			マッシュルーム通風筒及び換気扇（調理 室等）	1	式
			マッシュルーム通風筒（舵取機室等）	1	式
			グースネック通風筒（倉庫）	1	式
			冷暖房装置及び通風装置	1	式
			空調（小火器弾格納所）	1	式
		消火装置	固定式炭酸ガス消火装置（機械室）	1	式
			持運び式泡放射器（機械室）	1	個
			移動式泡消火器（容量45L以上）（機 械室）	1	式
			持運び式消火器（機械室）	2	個
			固定式炭酸ガス消火装置（ポンプ室）	1	式
			持運び式消火器（ポンプ室）	2	個
			甲板泡装置（貨物甲板）	1	式
			持運び式泡消火器（貨物甲板）	4	個
			可燃性ガス警報装置	1	式
			可搬式可燃性ガス検知器	1	個
			炭酸ガス消火装置（調理室）	1	式
			可搬式消火器（諸室）	1	式
			火災探知装置（諸室）	1	式
			手動火災警報装置（諸室）	1	式

物品供給の対象品目（基準）（続き）

対象船舶	区分	項 目	品目名	搭載数	
				数量	単位
輸送艦 (4151)	船体	交通装置	戸、ハッチ及びマンホールふた	1	式
			傾斜はしご（両舷手すり付）	1	式
			垂直はしご又はステップ	1	式
			点検用の足場	1	式
			舷梯	1	式
		採光装置	角窓（前方の窓には、ワイパー又は旋回窓）	1	式
			丸窓	1	式
		艦橋ぎ装	操舵スタンド（自動操船機能、舵角指示器及び艦橋航海当直警戒装置付）	1	式
			遠隔操縦盤	1	式
			衛星航法装置（受信演算部）	1	式
			レーダ指示器	1	式
			ジャイロレピーター	1	式
			磁気コンパス	1	式
			小型電磁ログ	1	式
			風信儀（天蓋上）	1	式
			海図台	1	個
			時計及び傾斜計	1	式
			可燃性ガス警報装置	1	式
			センサー（機械室 1 個）	1	式
			センサー（居住区画その他の諸室 各室 1 個）	1	式
			硫化水素警報機	1	式
			センサー（各便所床上 1 個）	1	式
			無線機	1	式
			椅子	1	式
			グレーチング	1	式
			航海用諸機器格納箱	1	式
			機関、電気及び武器部所掌機器台、箱等	1	式
		集中監視制御室ぎ装	監視制御盤	1	式
			椅子	1	式
			時計	1	個
		ジャイロ室ぎ装	ジャイロコンパス（マスタコンパス）	2	基
			水晶電気時計（親時計等）	1	式

物品供給の対象品目（基準）（続き）

対象船舶	区分	項 目	品目名	搭載数	
				数量	単位
輸送艦 (4151)	船体	電信室ぎ装	書 机	1	式
			椅 子	1	式
			時 計	2	個
		士官寝室（4名部屋）（各室当たり）	2段寝台	2	個
			書 机	4	個
			椅 子	4	個
			ロッカー	4	個
		士官寝室（6名部屋）	2段寝台	3	個
			書 机	3	個
			椅 子	3	個
			ロッカー	6	個
		船長室，指揮官室 及び隊長室（各室 当たり）	1段寝台	1	個
			書 机	1	個
			椅 子	1	個
			ロッカー	1	個
			ソファー及び応接机	1	式
			洗面台	1	式
			洋式水洗便器，シャワー及び浴槽	1	式
		科員寝室（6名部屋）（各室当たり）	2段寝台 3個	3	個
			ロッカー（2名用）	3	個
		科員寝室（女性用， 6名部屋）	2段寝台	3	個
			ロッカー（2名用）	3	個
			ソファー	1	個
			洋式水洗便器	2	個
			手洗い器	2	個
			ペーパーホルダー	1	個
			ストームレール 一式	1	式
			洗濯乾燥機	1	個
			浴 槽	1	個
			シャワー	1	式
			洗面台	1	個
		便乗者寝室（12 名部屋）（各室当 たり）	3段寝台	4	個
			ロッカー（2名用）	6	個

物品供給の対象品目（基準）（続き）

対象船舶	区分	項 目	品目名	搭載数	
				数量	単位
輸送艦 (4151)	船体	科員室（レストエリア）	ソファー	4	個
			机	2	個
		士官室（士官事務室）	書 机	5	個
			椅 子	5	個
			書 棚	1	個
		幕僚事務室	書 机	9	個
			椅 子	9	個
			書 棚	1	個
			プロジェクター	1	式
			電動スクリーン	1	式
			特殊書庫（図書用）	1	式
		事務室（航海科及び補給科事務室）	机	4	個
			椅 子	4	個
			書 棚	1	個
		通信室（船務科事務室）	書 机	4	個
			椅 子	4	個
			書 棚	1	個
		機関室（機関科事務室）	書 机	4	個
			椅 子	4	個
			書 棚	1	個
		食 堂（曹士食堂）	食 卓	7	個
			椅 子	39	個
		食 堂（幹部食堂）	長食卓	1	個
			椅 子	12	個
		調理室	流し台（ステンレス製シンク2個，下部物入付）	2	台
			調理台（ステンレス製）	1	個
			作業台（ステンレス製）	1	個
			調理器（電気式，オープン及び熱板付）	1	台
			ティルティングパン	1	台
			炊飯釜（電気式，3.6L炊き）	5	個
			電気湯沸器（ステンレス製）	1	個
			電子レンジ	2	台
			電気冷凍冷蔵庫	1	式

物品供給の対象品目（基準）（続き）

対象船舶	区分	項 目	品目名	搭載数	
				数量	単位
輸送艦 (4151)	船体	調理室	食器洗い乾燥機	1	台
			ディスポーザー	1	台
			棚, 金物掛け	1	式
		衛生室	寝 台 (カーテン付き)	1	個
			書 机	1	個
			椅 子	1	個
			丸椅子	1	個
			戸棚 (薬品庫)	1	式
			手洗器	1	個
			医療用无影灯	1	式
		浴 室 (1か所当たり)	浴 槽	1	個
			シャワー	2	個
			洗面台	2	個
			ストームレール	1	式
		便 所 (1か所当たり)	洋式水洗便器 2個	2	個
			小便器 2個	2	個
			手洗器 1個	1	個
			ペーパーホルダー 2個	2	個
			ストームレール 一式	1	式
			洗濯乾燥機	1	個
		艦橋便所	洋式水洗便器	1	個
			手洗器	1	個
			ペーパーホルダー	1	個
			ストームレール	1	式
		マスト装置	マスト	1	式
			旗竿	1	式
	機関	主機関	主機関	2	基
		減速装置	減速装置	2	基
		軸系及びプロペラ	軸系及びプロペラ	2	軸
		主要補機	舵取装置	1	式
			バウスラスト	1	基
			造水装置	1	式
			油水分離器	1	式
			空気圧縮機	1	式
			機械室給排気通風装置	1	式

物品供給の対象品目（基準）（続き）

対象船舶	区分	項 目	品目名	搭載数	
				数量	単位
輸送艦 (4151)	機関	主要補機	空気除湿装置	1	式
			温水ボイラ	1	式
			潤滑油清浄機	1	式
			エアホーン	1	台
			ポンプ類	1	式
			タンク類	1	式
			セントラル清水冷却システム	1	式
	電気	一次電源装置	主発電機	2	基
			主配電盤	1	式
			非常発電機	1	基
			非常配電盤	1	式
			船外受電設備	1	式
		二次電源装置	変圧器	1	式
			配電盤	1	式
			充放電盤	1	式
			蓄電池	1	式
		照明灯装置	照明灯装置	1	式
			航海灯・信号灯	1	式
			動力・電熱装置	1	式
			通信・計測装置	1	式
			雑装置	1	式
	武器	鉄砲	小火器格納箱	1	式
			拳銃格納箱	1	式
			重機関銃用架台	2	式
		鉄砲	小火器弾薬包格納箱	1	式
		航海工学	ジャイロコンパス	1	式
			磁気コンパス	2	基
			小型電磁ログ	1	式
			風信儀	1	式
			衛星航法装置	1	式
			電子海図表示情報装置 (ECDIS)	1	式
			船舶自動識別装置 (AIS)	1	式
			音響測深儀	1	式
			信号用火工品格納箱	1	式

物品供給の対象品目（基準）（続き）

対象船舶	区分	項 目	品目名	搭載数	
				数量	単位
輸送艦 (4151)	武器	航海工学	信号用拳銃格納箱	1	式
			救命索投射機用格納箱	1	式
			もやい索投射機用格納箱	1	式
			水晶電気時計	1	式
		通信情報・電測	航海用レーダ(Xバンド*及びSバンド*)	1	式
			艦艇用無線機	1	式
			秘話装置	1	式
			通信架装置	1	式
			携帯無線機	1	式
			可搬型無線機	1	式
			広帯域多目的無線機	1	式
			電話器材	1	式
			衛星通信装置	1	式
			システム通信器材	1	式
			測定器	1	式
			味方識別装置	1	式
			船舶搭載型無線機 (VHF 帯 30MHz 帯)	1	式
			船内指令機 (一般指令)	1	式
			インマルサットグローバルエクスプレス (FX) 移動地球局通信器材	1	式
			インマルサットフリートブロードバンド (FB) 器材 (GSBY-1)	1	式
			GMDSS 関連器材	1	式
			地上波無線通信器空中線	1	式
			通信架	1	式
			無線固定器材等	1	式
輸送艦 (4171)	船体	操舵装置	操舵スタンド (艦橋)	1	式
			舵取機	1	式
			舵	1	式
		揚錨及び係船装置	主 錨	2	個
			主錨鎖	2	条
			後部錨	1	個
			後部錨索	1	条
			えい航索 (鋼索)	1	条

物品供給の対象品目（基準）（続き）

対象船舶	区分	項 目	品目名	搭載数	
				数量	単位
輸送艦 (4171)	船体	揚錨及び係船装置	係留索（大）	2	条
			係留索（小）	2	条
			揚錨装置	1	式
			係船機（艦首）	1	基
			係船機（艦尾）	2	基
		揚塔装置	船首歩板装置及び船首開閉装置	1	式
			デッキクレーン	1	基
		救命設備	救命いかだ	5	個
			救命浮環	4	個
			救命胴衣	103	個
			バラストポンプ	2	基
			消火海水ポンプ	2	基
		搭載艇	7.5m級複合作業艇	1	隻
		甲板ぎ装	コンテナ搭載金物	1	式
			車両係止金物	1	式
			救命浮環掛	4	個
			各種航海灯台	1	式
			甲板用具箱	1	個
			消火器台	1	式
			各種銘板	1	式
			諸覆い（揚錨機、係船機、通風筒等用）	1	式
			防舷物	1	式
			手すり及び手すり柱	1	式
			内張及び甲板敷物（艦橋、居住区画等用）	1	式
		諸管装置（通風， 冷暖房装置を除く。）	消火管装置	1	式
			バラスト注排水管装置	1	式
			ビルジ管装置	1	式
			真水管装置	1	式
			温水管装置	1	式
			排水管装置等	1	式
			汚物管装置等	1	式
			測深管及び空気抜管装置	1	式
		通風及び冷暖房装 置	通風機（機械室）	1	基
			マッシュルーム通風筒（機械室）	2	個

物品供給の対象品目（基準）（続き）

対象船舶	区分	項目	品目名	搭載数	
				数量	単位
輸送艦 (4171)	船体	通風及び冷暖房装置	通風機（防火網付）（ポンプ室）	1	基
			マッシュルーム通風筒（防火網付）（ポンプ室）	2	個
			マッシュルーム通風筒及び換気扇（調理室等）	1	式
			マッシュルーム通風筒（舵取機室等）	1	式
			グースネック通風筒（倉庫）	1	式
			冷暖房装置及び通風装置	1	式
			空調（小火器弾格納所）	1	式
		消火装置	固定式炭酸ガス消火装置（機械室）	1	式
			持運び式泡放射器（機械室）	1	個
			移動式泡消火器（容量45L以上）（機械室）	1	式
			持運び式消火器（機械室）	2	個
			固定式炭酸ガス消火装置（ポンプ室）	1	式
			持運び式消火器（ポンプ室）	2	個
			甲板泡装置（貨物甲板）	1	式
			持運び式泡消火器（貨物甲板）	4	個
			可燃性ガス警報装置	1	式
			可搬式可燃性ガス検知器	1	個
			炭酸ガス消火装置（調理室）	1	式
			可搬式消火器（諸室）	1	式
			火災探知装置（諸室）	1	式
			手動火災警報装置（諸室）	1	式
		交通装置	戸、ハッチ及びマンホールふた	1	式
			傾斜はしご（両舷手すり付）	1	式
			垂直はしご又はステップ	1	式
			点検用の足場	1	式
			舷梯	1	式
		採光装置	角窓（前方の窓には、ワイパー又は旋回窓）（艦橋）	1	式
			丸窓（諸室）	1	式
		艦橋ぎ装	操舵スタンド（自動操船機能、舵角指示器及び艦橋航海当直警戒装置付）	1	式
			遠隔操縦盤	1	式

物品供給の対象品目（基準）（続き）

対象船舶	区分	項 目	品目名	搭載数	
				数量	単位
輸送艦 (4171)	船体	艦橋ぎ装	衛星航法装置（受信演算部）	1	式
			レーダ指示器	1	式
			ジャイロレピーター	4	式
			磁気コンパス	1	基
			小型電磁ログ	1	式
			風信儀（天蓋上）	1	式
			海図台	1	個
			時計及び傾斜計	1	式
			可燃性ガス警報装置	1	式
			センサー（機械室 1 個）	1	式
			センサー（居住区画その他の諸室 各室 1 個）	1	式
			硫化水素警報機	1	式
			センサー（各便所床上 1 個）	1	式
			無線機	1	式
			椅子	1	式
			グレーチング	1	式
			航海用諸機器格納箱	1	式
			機関、電気及び武器部所掌機器台、箱等	1	式
			信号拳銃格納箱	1	式
		集中監視制御室ぎ装	監視制御盤	1	式
			椅子	1	式
			時計	1	個
		ジャイロ室ぎ装	ジャイロコンパス（マスタコンパス）	2	基
			水晶電気時計（親時計等）	1	式
		0201 倉庫	小型ジャイロコンパス	1	式
		電信室ぎ装	書机	1	式
			椅子	1	式
			時計	2	個
		士官寝室（4 名部屋）（各室当たり）	2 段寝台	2	個
			書机	4	個
			椅子	4	個
			ロッカー	4	個

物品供給の対象品目（基準）（続き）

対象船舶	区分	項 目	品目名	搭載数	
				数量	単位
輸送艦 (4171)	船体	士官寝室（6名部屋）	2段寝台	3	個
			書 机	3	個
			椅 子	3	個
			ロッカー	6	個
		艦長室及び隊長室 (各室当たり)	1段寝台	1	個
			書 机	1	個
			椅 子	1	個
			ロッカー	1	個
			ソファー及び応接机	1	式
			洗面台	1	式
			洋式水洗便器, シャワー及び浴槽	1	式
		指揮官室	1段寝台	1	個
			書 机	1	個
			椅 子	1	個
			ロッカー	1	個
		科員寝室（6名部屋）（各室当たり）	2段寝台 3個	3	個
			ロッカー（2名用）	3	個
		科員寝室（女性用, 6名部屋）	2段寝台	3	個
			ロッカー（2名用）	3	個
			ソファー	1	個
			洋式水洗便器	1	個
			手洗い器	1	個
			ペーパーホルダー	1	個
			ストームレール 一式	1	式
			洗濯乾燥機	1	個
			浴 槽	1	個
			シャワー	1	式
			洗面台	1	個
		便乗者寝室（30名部屋）（各室当たり）	3段寝台	10	個
			ロッカー（3名用）	10	個
		科員室（レストエリア）	ソファー	4	個
			机	2	個

物品供給の対象品目（基準）（続き）

対象船舶	区分	項 目	品目名	搭載数	
				数量	単位
輸送艦 (4171)	船体	幕僚事務室	書 机	9	個
			椅 子	9	個
			書 棚	1	個
			プロジェクター	1	式
			電動スクリーン	1	式
			特殊書庫（図書用）	1	式
		総合事務室	書 机	6	個
			椅 子	12	個
			書 棚	1	個
		機関室（機関科事務室）	書 机	2	個
			椅 子	2	個
			書 棚	1	個
		食 堂（曹士食堂）	食 卓	5	個
			椅 子	27	個
		食 堂（幹部食堂）	長食卓	1	個
			椅 子	12	個
		調理室	流し台（ステンレス製シンク2個，下部物入付）	1	台
			調理台（ステンレス製）	1	個
			調理器（電気式，オープン及び熱板付）	1	台
			ティルティングパン	1	台
			炊飯釜（電気式，3.6L炊き）	2	個
			電気湯沸器（ステンレス製）	1	個
			電子レンジ	1	台
			電気冷凍冷蔵庫	1	式
			食器洗い乾燥機	1	台
			ディスポーザー	1	台
			棚，金物掛け	1	式
		衛生室	寝 台（カーテン付き）	1	個
			書 机	1	個
			椅 子	1	個
			丸椅子	1	個
			戸棚（薬品庫）	1	式
			手洗器	1	個
			医療用无影灯	1	式

物品供給の対象品目（基準）（続き）

対象船舶	区分	項 目	品目名	搭載数	
				数量	単位
輸送艦 (4171)	船体	浴室（1か所当たり）	浴 槽	1	個
			シャワー	2	個
			洗面台	2	個
			ストームレール	1	式
		浴室（便乗者用）	浴 槽	1	個
			シャワー	3	個
			洗面台	3	個
			ストームレール	1	式
		便 所（1か所当たり）	洋式水洗便器	2	個
			手洗器	1	個
			ペーパーホルダー	2	個
			ストームレール	1	式
			洗濯乾燥機	1	個
		艦橋便所	洋式水洗便器	1	個
			手洗器	1	個
			ペーパーホルダー	1	個
			ストームレール	1	式
		便所（便乗者用）	洋式水洗便器	3	個
			小便器	4	個
			手洗器	2	個
			ペーパーホルダー	3	個
			ストームレール	1	式
		マスト装置	洗濯乾燥機	1	個
			マスト	1	式
			旗竿	1	式
	機関	主機関	主機関	2	基
		減速装置	減速装置	2	基
		軸系及びプロペラ	軸系及びプロペラ	2	軸
		主要補機	舵取装置	1	式
			パウスラスト	1	基
			油水分離器	1	式
			空気圧縮機	1	式
			機械室給排気通風装置	1	式
			空気除湿装置	1	式

物品供給の対象品目（基準）（続き）

対象船舶	区分	項目	品目名	搭載数	
				数量	単位
輸送艦 (4171)	機関	主要補機	温水ボイラ	1	式
			潤滑油清浄機	1	式
			エアホーン	1	台
			ポンプ類	1	式
			タンク類	1	式
			熱交換器類	1	式
	電気	一次電源装置	主発電機	2	基
			主配電盤	1	式
			非常発電機	1	基
			非常配電盤	1	式
			船外受電設備	1	式
		二次電源装置	変圧器	1	式
			配電盤	1	式
			充放電盤	1	式
			蓄電池	1	式
		照明灯装置	照明灯装置	1	式
			航海灯・信号灯	1	式
			動力・電熱装置	1	式
			通信・計測装置	1	式
			雑装置	1	式
	武器	鉄砲	小火器格納箱	1	式
			拳銃格納箱	1	式
			重機関銃用架台	1	式
			重機関銃用格納箱	1	式
			小火器弾薬包格納箱	1	式
		航海工学	ジャイロコンパス	1	式
			磁気コンパス	2	基
			小型電磁ログ	1	式
			風信儀	1	式
			衛星航法装置	1	式
			電子海図表示情報装置 (ECDIS)	1	式
			船舶自動識別装置 (AIS)	1	式
			音響測深儀	1	式
			信号用火工品格納箱	1	式
			信号用拳銃格納箱	1	式

物品供給の対象品目（基準）（続き）

対象船舶	区分	項 目	品目名	搭載数	
				数量	単位
輸送艦 (4171)	武器	航海工学	救命索投射機用格納箱	1	式
			もやい索投射機用格納箱	1	式
			水晶電気時計	1	式
		通信情報・電測	航海用レーダ(Xバンド及びSバンド)	1	式
			艦艇用無線機	1	式
			秘話装置	1	式
			通信架装置	1	式
			携帯無線機	1	式
			可搬型無線機	1	式
			広帯域多目的無線機	1	式
			電話器材	1	式
			衛星通信装置	1	式
			システム通信器材	1	式
			測定器	1	式
			味方識別装置	1	式
			船舶搭載型無線機 (VHF 帯 30MHz 帯)	1	式
			船内指令機 (一般指令)	1	式
			インマルサットグローバルエクスプレ ス (FX) 移動地球局通信器材	1	式
			インマルサットフリートブロードバン ド (FB) 器材 (GSBY-1)	1	式
			GMDSS 関連器材	1	式
			地上波無線通信器空中線	1	式
			通信架	1	式
			無線固定器材等	1	式

竣工後の官用通信機器の搭載工事の対象機器

対象船舶	搭載機器	搭載数
輸送艦 (4151)	無線装置 (ORC-64F-2) HF	1 式
	無線装置 (ORC-51F-1) UHF	1 式
	無線装置 (ORC-57F-2) VHF	1 式
	無線装置 (ORC-40)	1 式
	U/VHF 無線機 (YRC-6E)	1 式
	秘話装置 (YSC-31)	1 式
	通信管制装置 (OTQ-4-A)	1 式
	広帯域多目的無線機 (JVRC-Z410)	1 式
	広帯域多目的無線機	1 式
	広帯域多目的無線機	1 式
	規約周波数管理装置	1 式
	衛星通信装置 (X バンド)	1 式
	移動端末秘匿装置	4
	無線機用試験器 (N-TS-503D)	1 式
	信号発生器 (N-SG-221C)	1 式
	総合無線試験器 (JTS-Q200)	1 式
	スペクトラム分析器 (JAY-Q39)	1 式
	広帯域多目的無線機野整備試験装置	1 式
	味方識別装置応答機 (YPX-3C)	1 式
	味方識別装置試験器 (YPM-13D)	1 式
輸送艦 (4171)	無線装置 (ORC-64F-2) HF	1 式
	無線装置 (ORC-51F-1) UHF	1 式
	無線装置 (ORC-57F-2) VHF	1 式
	無線装置 (ORC-40)	1 式
	U/VHF 無線機 (YRC-6E)	1 式
	秘話装置 (YSC-31)	1 式
	通信管制装置 (OTQ-4-A)	1 式
	広帯域多目的無線機 (JVRC-Z410)	1 式
	広帯域多目的無線機	1 式
	広帯域多目的無線機	1 式
	規約周波数管理装置	1 式

竣工後の官用通信機器の搭載工事の対象機器（続き）

対象船舶	搭載機器	搭載数
輸送艦（４１７１）	衛星通信装置（Xバンド）	１式
	移動端末秘匿装置	４
	無線機用試験器（N-TS-503D）	１式
	信号発生器（N-SG-221C）	１式
	総合無線試験器（JTS-Q200）	１式
	スペクトラム分析器（JAY-Q39）	１式
	広帯域多目的無線機野整備試験装置	１式
	味方識別装置応答機（YPX-3C）	１式
	味方識別装置試験器（YPM-13D）	１式

評価要領 (LSV)

機装品分類	ステータス			
	機器の状態	意味	任務への影響	表記
主機関・ディーゼル	片舷故障	PMC	最低限の運航は可能	C
	両舷故障	NMC	自力運航不能	Z
潤滑油ポンプ	1基使用不能	PMC	最低限の運航は可能	C
	2基使用不能	NMC	運航不可	Z
油水分離機	使用不能	PMC	長期航海不可・ビルジ水処理不可	C
主空気圧縮機	1基使用不能	PMC	運航は可能	B
	2基使用不能	NMC	機関始動が不可	Z
非常用空気圧縮機	使用不能(メイン機が正常)	PMC	メイン機があるので運行可能	B
	使用不能(メイン機が故障)	PMC	メイン機の故障を補完できない	C
冷却システム(清水・海水・熱交換器)	片方使用不能	PMC	最低限の運航は可能	C
	双方使用不能	NMC	運航不可	Z
可燃ガス・硫化水素警報装置	使用不能	NMC	保安上運航不可	Z
主発電機・主配電盤	1基使用不能	PMC	最低限の運航は可能	B
	2基使用不能	NMC	機関始動が不可	Z
非常発電機・非常配電盤	使用不能(メイン機が正常)	PMC	メイン機があるので運行可能	B
	使用不能(メイン機が故障)	PMC	メイン機の故障を補完できない	C
船外受電設備	使用不能	PMC	影響なし・自船にて発電可能	B
変圧器・配電盤・蓄電池	運航出力のための電力が不十分	NMC	運航不可	Z
動力・電熱装置(起動器・電動機)	使用不能	NMC	始動・運航不可	Z
バウスラスター	使用不能	PMC	自船のみでの離着岸が難化	C
バラストポンプ	1台使用不能	PMC	運航能力の低下	B
	2台使用不能	PMC	ビーチング時に船体の安定化が困難	D
舷側歩板装置	1台使用不能	PMC	陸揚げ効率の低下	B
	2台使用不能	PMC	陸揚げ不可	D
揚収装置	使用不能	PMC	影響なし	B
デッキクレーン	使用不能	PMC	自船での搭載・陸揚げ不可	D

評価要領 (LSV) (続き)

機装品分類	ステータス			
	機器の状態	意味	任務への影響	表記
操舵装置	片方の信号ライン使用不能	PMC	最低限の運航は可能	C
	双方の信号ライン使用不能	NMC	自力運航不能	Z
舵取装置	片方の装置が使用不能	PMC	最低限の運航は可能	C
	双方の装置が使用不能	NMC	自力運航不能	Z
ジャイロコンパス	1基使用不能	PMC	影響なし	B
	2基使用不能	PMC	航海情報制限状態・通常運航不能	C
磁気コンパス	1基使用不能	PMC	影響なし	B
	2基使用不能	PMC	ジャイロコンパスのバックアップ不能	C
小型電磁ログ	使用不能	PMC	航海情報制限状態	B
風信儀	使用不能	PMC	航海情報制限状態	B
衛星航法装置	使用不能	PMC	航海情報制限状態・通常運航不能	C
電子海図表示情報装置 (ECDIS)	使用不能	PMC	航海情報制限状態・通常運航不能	C
船舶自動識別装置 (AIS)	使用不能	PMC	航海情報制限状態	B
音響測深儀	使用不能	PMC	航海情報制限状態・通常運航不能	C
レーダー (Xバンド・Sバンド)	片方使用不能	PMC	航海情報制限状態・通常運航不能	C
	双方使用不能	PMC	航海情報制限状態・通常運航不能	C
航海灯・信号灯	法定灯火を表示できない	PMC	夜間使用不可	C
エアホーン	代替手段のない使用不能	NMC	保安上運航不可	Z
照明灯装置	使用不能	PMC	影響なし	B
操縦装置	使用不能	PMC	最低限の運航は可能	C
係船装置	使用不能	PMC	係船・陸揚げ不可	C
主錨・主錨鎖	1台使用不能	PMC	運航や接岸には支障なし	B
	2台使用不能	PMC	投錨不能	C
揚錨装置	使用不能	PMC	投錨不能	C
船載防舷物	使用不能	PMC	運用に支障なし	B
揚収装置	使用不能	PMC	影響なし	B
居住区画	使用不能	PMC	長期の航海で問題あり	D
便所	すべてが使用不能	PMC	長期の航海で問題あり	D

評価要領 (LSV) (続き)

機装品分類	ステータス			
	機器の状態	意味	任務への影響	表記
浴場	すべてが使用不能	PMC	運用に支障なし	B
空気調整装置	使用不能	PMC	船内区画の空気に問題	C
造水装置	使用不能	PMC	運用に支障なし (真水タンクが使用可能)	B
真水系統	使用不能	PMC	長期の航海で問題あり	D
温水系統	使用不能	PMC	長期の航海で問題あり	D
排水・汚物系統	使用不能	PMC	長期の航海で問題あり	D
事務室区画	使用不能	PMC	運用に支障なし	B
多目的倉庫区画	使用不能	PMC	長期の航海で問題あり	D
調理関連設備	使用不能	PMC	長期の航海で問題あり	D
衛生室	使用不能	PMC	長期の航海で問題あり	D
厚生関連機材	使用不能	PMC	運用に支障なし	B
舷門	使用不能	PMC	運用に支障なし	B
通信・計測装置(電話装置・船内指令装置・計測装置・監視装置)	使用不能	PMC	航海情報制限状態・通常運航不能	C
無線機	使用不能	PMC	航海情報制限状態・通常運航不能	D
消火装置	使用不能 (交換できない場合)	NMC	保安上運航不可	Z
消火海水ポンプ	1台使用不能 (圧力規定値以下)	NMC	保安上運航不可	Z
	2台使用不能	NMC	保安上運航不可	Z
救命いかだ・救命器具	使用不能 (交換できない場合)	NMC	保安上運航不可	Z
オートパイロット装置	使用不能	PMC	影響なし	B

評価要領 (LCU)

機装品分類	ステータス			
	機器の状態	意味	任務への影響	表記
主機関・ディーゼル	片舷故障	PMC	最低限の運航は可能	C
	両舷故障	NMC	自力運航不能	Z
潤滑油ポンプ	1基使用不能	PMC	最低限の運航は可能	C
	2基使用不能	NMC	運航不可	Z
油水分離機	使用不能	PMC	影響なし・ビルジ水処理不可	C
主空気圧縮機	1基使用不能	PMC	最低限の運航は可能	B
	2基使用不能	NMC	運航不可	Z
非常用空気圧縮機	使用不能 (メイン機が正常)	PMC	メイン機があるので運行可能	B
	使用不能 (メイン機が故障)	PMC	メイン機の故障を補完できない	C
冷却システム (清水・海水・熱交換器)	片方使用不能	PMC	最低限の運航は可能	C
	双方使用不能	NMC	運航不可	Z
可燃ガス・硫化水素警報装置	使用不能	NMC	保安上運航不可	Z
主発電機・主配電盤	1基使用不能	PMC	最低限の運航は可能	B
	2基使用不能	NMC	機開始動が不可	Z
非常発電機・非常配電盤	使用不能 (メイン機が正常)	PMC	メイン機があるので運行可能	B
	使用不能 (メイン機が故障)	PMC	メイン機の故障を補完できない	C
船外受電設備	使用不能	PMC	影響なし・自船にて発電可能	B
変圧器・配電盤・蓄電池	運航出力のための電力が不十分	NMC	運航不可	Z
動力・電熱装置 (起動器・電動機)	使用不能	NMC	始動・運航不可	Z
バウスラスタ	使用不能	PMC	自船のみでの離着岸が難化	C
バラストポンプ	1台使用不能	PMC	運航能力の低下	B
	2台使用不能	PMC	ビーチング時に船体の安定化が困難	D
船首歩板装置	使用不能	PMC	ビーチング・陸揚げ不可	D
デッキクレーン	使用不能	PMC	自船での搭載・陸揚げ不可	D
操舵装置	片方の信号ライン使用不能	PMC	最低限の運航は可能	C
	双方の信号ライン使用不能	NMC	自力運航不能	Z

評価要領 (LCU) (続き)

機装品分類	ステータス			
	機器の状態	意味	任務への影響	表記
舵取装置	片方の装置が使用不能	PMC	最低限の運航は可能	C
	双方の装置が使用不能	NMC	自力運航不能	Z
ジャイロコンパス	1基使用不能	PMC	影響なし	B
	2基使用不能	PMC	航海情報制限状態・通常運航不能	C
磁気コンパス	1基使用不能	PMC	影響なし	B
	2基使用不能	PMC	ジャイロコンパスのバックアップ不能	C
小型電磁ログ	使用不能	PMC	航海情報制限状態	B
風信儀	使用不能	PMC	航海情報制限状態	B
衛星航法装置	使用不能	PMC	航海情報制限状態・通常運航不能	C
電子海図表示情報装置 (ECDIS)	使用不能	PMC	航海情報制限状態・通常運航不能	C
船舶自動識別装置 (AIS)	使用不能	PMC	航海情報制限状態	B
音響測深儀	使用不能	PMC	航海情報制限状態・通常運航不能	C
レーダー (Xバンド・Sバンド)	片方使用不能	PMC	航海情報制限状態・通常運航不能	C
	双方使用不能	PMC	航海情報制限状態・通常運航不能	C
航海灯・信号灯	法定灯火を表示できない	PMC	夜間使用不可	C
エアホーン	代替手段のない使用不能	NMC	保安上運航不可	Z
照明灯装置	使用不能	PMC	影響なし	B
操縦装置	使用不能	PMC	運航は可能	C
係船装置	使用不能	PMC	係船不可	C
主錨・主錨鎖	1台使用不能	PMC	運航や接岸に支障なし	B
	2台使用不能	PMC	投錨不可	C
後部錨・後部錨索	使用不能	PMC	ビーチング・陸揚げ不可	D
船首揚錨装置	使用不能	PMC	投錨不可	C
船尾揚錨装置	使用不能	PMC	ビーチング・陸揚げ不可	D
船載防舷物	使用不能	PMC	運用に支障なし	B

評価要領 (LCU) (続き)

機装品分類	ステータス			
	機器の状態	意味	任務への影響	表記
居住区画	使用不能	PMC	長期の航海で問題あり	D
便所	すべてが使用不能	PMC	長期の航海で問題あり	D
浴場	すべてが使用不能	PMC	運用に支障なし	B
空気調整装置	使用不能	PMC	船内区画の空気に問題	C
造水装置	使用不能	PMC	運用に支障なし (真水タンクが使用可能)	B
真水系統	使用不能	PMC	長期の航海で問題あり	D
温水系統	使用不能	PMC	長期の航海で問題あり	D
排水・汚物系統	使用不能	PMC	長期の航海で問題あり	D
事務室区画	使用不能	PMC	運用に支障なし	B
多目的倉庫区画	使用不能	PMC	長期の航海で問題あり	D
調理関連設備	使用不能	PMC	長期の航海で問題あり	D
衛生室	使用不能	PMC	長期の航海で問題あり	D
厚生関連機材	使用不能	PMC	運用に支障なし	B
舷門	使用不能	PMC	運用に支障なし	B
通信・計測装置(電話装置・船内指令装置・計測装置・監視装置)	使用不能	PMC	航海情報制限状態・通常運航不能	C
無線機	使用不能	PMC	航海情報制限状態・通常運航不能	D
消火装置	使用不能 (交換できない場合)	NMC	保安上運航不可	Z
消火海水ポンプ	1 台使用不能 (圧力規定値以下)	NMC	保安上運航不可	Z
	2 台使用不能	NMC	保安上運航不可	Z
救命いかだ・救命器具	使用不能 (交換できない場合)	NMC	保安上運航不可	Z
オートパイロット装置	使用不能	PMC	影響なし	B

官給・寄託可能な品目（基準）

対象船舶	品 名	数 量
輸送艦（4151）	12.7mm 重機関銃	①
	重機関銃用架台	②
	89 式 5.56mm 小銃	40
	9mm けん銃 SFP9	1
	信号けん銃	2
	信号けん銃用信号弾	60
	化学防護衣	6 式
	携帯除染器 3 型	2 式
	化学剤検知器 2 型	1 式
	線量率計（ γ 線測定装置）	1 式
	部隊用線量計 2 型	5
	線量計 4 形用計測器	1
	化学器材工具セット	1 式
	無線装置（ORC-64F-2）HF	1 式
	無線装置（ORC-51F-1）UHF	1 式
	無線装置（ORC-57F-2）VHF	1 式
	無線装置（ORC-40）	1 式
	U/VHF 無線機（YRC-6E）	1 式
	秘話装置（YSC-31）	1 式
	通信管制装置（OTQ-4-A）	1 式
	無線機（RRC-45）	1 式
	携帯用無線機（RRC-17E）	3
	救命無線機（RRC-19C）	1 式
	広帯域多目的無線機（JVRC-Z410）	1 式
	広帯域多目的無線機 艦艇用空中線	1 式
	広帯域多目的無線機 艦艇搭載用装置	1 式
	規約周波数管理装置	1 式
	電話交換機（GEE-300-C）	1 式

官給・寄託可能な品目（基準）（続き）

対象船舶	品 名	数 量
輸送艦（４１５１）	内線電話機	6
	秘匿電話機	1
	衛星携帯電話	1
	衛星通信装置（Xバンド）	1式
	移動端末秘匿装置	4
	LTEルーター	2式
	符号変換器	2式
	陸上自衛隊クローズ系 クラウドシステム端末	3
	陸上自衛隊業務システム端末	5
	ネットワーク機器（監視機器、ハブ、UPS、システムラック等）	1式
	無線機用試験器（N-TS-503D）	1式
	信号発生器（N-SG-221C）	1式
	総合無線試験器（JTS-Q200）	1式
	スペクトラム分析器（JAY-Q39）	1式
	広帯域多目的無線機野整備試験装置	1式
	味方識別装置応答機（YPX-3C）	1式
	味方識別装置試験器（YPM-13D）	1式
	7.5m複合作業艇	1式
	テレビ	12
	デジタルチューナー	12
	デジタルレコーダー	5
	電子家庭用通信装置	1式
	冷凍冷蔵庫	8
	イリジウム衛星携帯電話機	1式
	信号炎管（赤）	12
	信号炎管（緑）	12
	小型ジャイロコンパス	1式
	温水式便座	1式
	冷水器	2
	監視カメラ	1

官給・寄託可能な品目（基準）（続き）

対象船舶	品 名	数 量
輸送艦（４１５１）	車両用固縛資材	１式
	パイロットチェアカバー	８
	もやい	１式
	ロープ	１式
	双眼鏡	１式
	号鐘	１式
	非常用脱出呼吸具	１２９
	非常用脱出呼吸具（訓練用）	６
	酸素濃縮装置	１式
	流し台	１式
	医務室用電気冷蔵庫	１
	携帯救急セット	２式
	副木セット，伸縮２型	１式
	野外生命維持セット	１式
	頸椎脊椎損傷用担架	１
	吊り上げ用患者運搬具	１
	担架，直棒式，アルミニウム	４
	まくら	１２９
	まくらカバー	１２９
	毛布，２種，５形	３８７
	毛布カバー，２種用	２５８
	シーツ，白	２５８
	艦船寝台用マットレス，改，２形	１１０
	艦船寝台用マットレス，改，７形	１６
	艦船寝台用マットレス，改，１４形	３
	自動手指消毒器 HDI-9000	５
	ジェットタオル	５
	食器盆	１６０
	配食トレイ	１６０
	コップ	１６０
	飯椀	１６０
	汁椀	１６０

官給・寄託可能な品目（基準）（続き）

対象船舶	品 名	数 量
輸送艦（４１５１）	スプーン	160
	フォーク	160
	箸	160
	デザートスプーン	20
	デザートフォーク	20
	食卓用フォーク	20
	食卓用ナイフ	20
	ティースプーン	20
	デザートナイフ	20
	ランチ皿	20
	水差し	3
	薬味入れ	5
	醤油さし	10
	ソース入れ	8
	泡立て器	2
	包丁用やすり	2
	まな板	3
	粉ふるい	1
	しゃもじ（小）	5
	しゃもじ（大）	2
	しゃもじ（中）	2
	ピーラー	8
	フライパン（大）	3
	フライパン（中）	2
	フライ返し	3
	おろし金	2
	お玉（中）	2
	お玉（小）	6
	ボール（中）	6
	ボール（小）	3
	ボール（大）	6
	やかん	6

官給・寄託可能な品目（基準）（続き）

対象船舶	品 名	数 量
輸送艦（４１５１）	鍋（中）	4
	鍋（大）	2
	ざる（大）	2
	ざる（中）	2
	ざる（小）	2
	栓抜き	10
	天ぷら揚げ台	2
	すり鉢	2
	すりこぎ	2
	缶切り	3
	包丁（刺身）	2
	包丁（出刃）	2
	包丁（肉）	2
	包丁（魚）	2
	包丁（野菜）	2
	耐熱グローブ F5201（2 枚 1 組）	5
	アキレススニーカークッキングメイト 006 黒 （24.0cm）	4
	アキレススニーカークッキングメイト 006 黒 （26.0cm）	4
	アキレススニーカークッキングメイト 006 黒 （27.0cm）	4
	アキレススニーカークッキングメイト 006 黒 （28.0cm）	4
	パラキャップ（100 枚入）	4
	抗菌帽子 男子用 SW 84-1（M）	4
	抗菌帽子 男子用 SW 84-1（L）	4
	抗菌帽子 男子用 SW 84-1（LL）	4
	抗菌帽子 女子用 SW 84-1	4
	男性用調理衣長袖 FA-310（ホワイト）（L）	4
	男性用調理衣長袖 FA-310（ホワイト）（LL）	4
	男性用調理衣長袖 FA-310（ホワイト）（3L）	4
	男性用調理衣半袖 FA-312（ホワイト）（L）	4

官給・寄託可能な品目（基準）（続き）

対象船舶	品 名	数 量
輸送艦（４１５１）	男性用調理衣半袖 FA-312（ホワイト）(LL)	4
	男性用調理衣半袖 FA-312（ホワイト）(3L)	4
	女性用調理衣長袖 FA-355（ホワイト）(M)	4
	女性用調理衣長袖 FA-355（ホワイト）(L)	4
	ドクターコート女性用 51-005(M)	4
	ドクターコート女性用 51-005(L)	4
	ナースシューズ S-29P(24.0cm)	4
	消毒用アルコール 18L	2
	エコマスク（1箱50枚入り）	50
	運動器具	1式
	真水搭載用ホース（75m, 65A）	1式
	燃料搭載ホース（15m, 150A）	1式
	燃料搭載用継ぎ手（4in, Φ65）（65mm→45mm）	1式
	システム通信用コネクタ付4芯光ケーブル（200m）	1式
	陸上電源ケーブル（2PNCT, 1×150mm ² , 1芯3本）	1式
	電話ケーブル（2PNCT, 2×0.75mm ² , 2芯1本）	1式
輸送艦（４１７１）	12.7mm 重機関銃	③
	重機関銃用架台	④
	89式5.56mm小銃	28
	9mm けん銃 SFP9	1
	信号けん銃	2
	信号けん銃用信号弾	60
	化学防護衣	6式
	携帯除染器3型	2
	化学剤検知器2型	1式
	線量率計（γ線測定装置）	1式
	部隊用線量計2型	5
	線量計4形用計測器	1
	化学器材工具セット	1式
	無線装置（ORC-64F-2）HF	1式
	無線装置（ORC-51F-1）UHF	1式

官給・寄託可能な品目（基準）（続き）

対象船舶	品 名	数 量
輸送艦（４１７１）	無線装置（ORC-57F-2）VHF	１式
	無線装置（ORC-40）	１式
	U/VHF 無線機（YRC-6E）	１式
	秘話装置（YSC-31）	１式
	通信管制装置（OTQ-4-A）	１式
	無線機（RRC-45）	１式
	携帯用無線機（RRC-17E）	３
	救命無線機（RRC-19C）	１式
	広帯域多目的無線機（JVRC-Z410）	１式
	広帯域多目的無線機	１式
	艦艇用空中線	
	広帯域多目的無線機	１式
	艦艇搭載用装置	
	規約周波数管理装置	１式
	電話交換機（GEE-300-C）	１式
	内線電話機	６
	秘匿電話機	１
	衛星携帯電話	１
	衛星通信装置（Xバンド）	１式
	移動端末秘匿装置	４
	LTEルーター	２式
	符号変換器	１式
	陸上自衛隊クローズ系クラウドシステム端末	３
	陸上自衛隊業務システム端末	５
	ネットワーク機器（監視機器、ハブ、UPS、システムラック等）	１式
	無線機用試験器（N-TS-503D）	１式
	信号発生器（N-SG-221C）	１式
	総合無線試験器（JTS-Q200）	１式
	スペクトラム分析器（JAY-Q39）	１式
	広帯域多目的無線機野整備試験装置	１式
	味方識別装置応答機（YPX-3C）	１式

官給・寄託可能な品目（基準）（続き）

対象船舶	品 名	数 量
輸送艦（４１７１）	味方識別装置試験器（YPM-13D）	１式
	７．５ｍ複合作業艇	１式
	テレビ	９
	デジタルチューナー	９
	デジタルレコーダー	４
	電子家庭用通信装置	１式
	冷凍冷蔵庫	１１
	イリジウム衛星携帯電話機	１式
	信号炎管（赤）	１２
	信号炎管（緑）	１２
	小型ジャイロコンパス	１式
	温水式便座	１式
	冷水器	２
	監視カメラ	１式
	車両用固縛資材	１式
	パイロットチェアカバー	８
	もやい	１式
	ロープ	１式
	双眼鏡	１式
	号鐘・銅鑼	１式
	非常用脱出呼吸具	１１７
	非常用脱出呼吸具（訓練用）	６
	酸素濃縮装置	１式
	流し台	１式
	医務室用電気冷蔵庫	１
	携帯救急セット	２式
	副木セット，伸縮２型	１式
	野外生命維持セット	１式
	頸椎脊椎損傷用担架	１
	吊り上げ用患者運搬具	１
	担架，直棒式，アルミニウム	４
	まくら	１１７

官給・寄託可能な品目（基準）（続き）

対象船舶	品 名	数 量
輸送艦（４１７１）	まくらカバー	117
	毛布，２種，５形	351
	毛布カバー，２種用	234
	シーツ，白	234
	艦船寝台用マットレス，改，２形	105
	艦船寝台用マットレス，改，７形	9
	艦船寝台用マットレス，改，１４形	3
	自動手指消毒器 HDI-9000	4
	ジェットタオル	4
	食器盆	55
	配食トレイ	55
	コップ	55
	飯椀	55
	汁椀	55
	スプーン	55
	フォーク	55
	箸	55
	デザートスプーン	10
	デザートフォーク	10
	食卓用フォーク	10
	食卓用ナイフ	10
	ティースプーン	10
	デザートナイフ	10
	ランチ皿	10
	水差し	2
	薬味入れ	2
	醤油さし	5
	ソース入れ	3
	泡立て器	2
	包丁用やすり	2
	まな板	3
	粉ふるい	1

官給・寄託可能な品目（基準）（続き）

対象船舶	品 名	数 量
輸送艦（4171）	しゃもじ（小）	3
	しゃもじ（大）	2
	しゃもじ（中）	2
	ピーラー	2
	フライパン（大）	3
	フライパン（中）	2
	フライ返し	3
	おろし金	2
	お玉（中）	2
	お玉（小）	2
	ボール（中）	2
	ボール（小）	2
	ボール（大）	6
	やかん	2
	鍋（中）	2
	鍋（大）	2
	ざる（大）	2
	ざる（中）	2
	ざる（小）	2
	栓抜き	2
	天ぷら揚げ台	2
	すり鉢	2
	すりこぎ	2
	缶切り	2
	包丁（刺身）	2
	包丁（出刃）	2
	包丁（肉）	2
	包丁（魚）	2
	包丁（野菜）	2
	耐熱グローブ F5201（2 枚 1 組）	3
	アキレススニーカークッキングメイト 006 黒 （24.0cm）	2

官給・寄託可能な品目（基準）（続き）

対象船舶	品 名	数 量
輸送艦（4171）	アキレススニーカークッキングメイト 006 黒 (26.0cm)	2
	アキレススニーカークッキングメイト 006 黒 (27.0cm)	2
	アキレススニーカークッキングメイト 006 黒 (28.0cm)	2
	パラキャップ(100 枚入)	2
	抗菌帽子 男子用 SW 84-1(M)	2
	抗菌帽子 男子用 SW 84-1(L)	2
	抗菌帽子 男子用 SW 84-1(LL)	2
	抗菌帽子 女子用 SW 84-1	2
	男性用調理衣長袖 FA-310 (ホワイト)(L)	2
	男性用調理衣長袖 FA-310 (ホワイト)(LL)	2
	男性用調理衣長袖 FA-310 (ホワイト)(3L)	2
	男性用調理衣半袖 FA-312 (ホワイト)(L)	2
	男性用調理衣半袖 FA-312 (ホワイト)(LL)	2
	男性用調理衣半袖 FA-312 (ホワイト)(3L)	2
	女性用調理衣長袖 FA-355 (ホワイト)(M)	2
	女性用調理衣長袖 FA-355 (ホワイト)(L)	2
	ドクターコート女性用 51-005(M)	2
	ドクターコート女性用 51-005(L)	2
	ナースシューズ S-29P(24.0cm)	2
	消毒用アルコール 18L	2
	エコマスク (1 箱 50 枚入り)	50
	運動器具	1 式
	真水搭載用ホース (75m, 65A)	1 式
	燃料搭載ホース (15m, 150A)	1 式
	燃料搭載用継ぎ手 (4in, Φ65) (65mm→45mm)	1 式
	システム通信用コネクタ付 4 芯光ケーブル(200m)	1 式
	陸上電源ケーブル (2PNCT, 1×150mm ² , 1 芯 3 本)	1 式
	電話ケーブル (2PNCT, 2×0.75mm ² , 2 芯 1 本)	1 式

情報セキュリティ指定書	調 達 要 求 番 号	4 L 7 V 4 A S 0 0 0 5
	調 達 要 求 年 月 日	令和6年11月26日
	作 成 部 課	陸上幕僚監部装備計画部装備計画課
	作 成 年 月	令和6年11月15日
品 名	輸送艦の維持整備業務	
仕 様 書 番 号	G L T - C - F - 0 0 0 0 0 9	

1 指定事項

契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について**(通達)(防装庁(事)第137号。令和4年3月31日)別添の**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項**の規定に基づき、適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報として指定された情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考
輸送艦に搭載する銃砲に関する事項	搭載する銃砲の数量	契約履行中に作成した左記の情報を含む成果物及びその中間生成物は保護の対象とする。	文書(調達要領指定書別冊)